

昭和六十二年法律第二十三号

地域雇用開発促進法

目次

第一回 総則（第一条—第三条）	地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等（第四条—第六条）
第二回 地域雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置（第七条—第九条）	自發雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置（第十一条—第十四条）
第三回 雜則（第十五条—第十九条）	罰則（第二十条—第二十三条）
附則 第一章 総則	

（目的）この法律は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつて当該労働者の職業の安定に資することを目的とする。

第二条 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

二 この法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二 その地域内に居住する労働者（十五歳以上の方に限る。）その他の就業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内に居住する求職者に関する事項に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

五 この法律において「自發雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

三 厚生労働大臣は、地域雇用開発指針を策定し、この法律において「自發雇用創造地域」というものとする。

一一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域であること。

二 その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内の市町村、当該地域をその区域内に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出（以下「雇用の創造」という。）の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること。

五 その地域内に居住する求職者に關し第四章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

（責務）国は、雇用開発促進地域及び自發雇用創造地域における求職者の発生の状況その他のこれら地域における雇用の動向に的確に対応するため、これらの地域内に居住する求職者、これらの地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等

（地域雇用開発指針）

厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自發雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」といいう。）を策定するものとする。

二 地域雇用開発指針においては、國の雇用開発促進地域及び自發雇用創造地域における労働力の需給状況その他の雇用の動向に関する事項

三 計画期間

四 計画期間

五 計画期間

六 計画期間

七 計画期間

八 計画期間

九 計画期間

十 計画期間

十一 計画期間

十二 計画期間

十三 計画期間

十四 計画期間

十五 計画期間

十六 計画期間

十七 計画期間

十八 計画期間

十九 計画期間

二十 計画期間

二十一 計画期間

二十二 計画期間

二十三 計画期間

二十四 計画期間

二十五 計画期間

二十六 計画期間

二十七 計画期間

二十八 計画期間

二十九 計画期間

三十 計画期間

三十一 計画期間

三十二 計画期間

三十三 計画期間

三十四 計画期間

三十五 計画期間

三十六 計画期間

三十七 計画期間

三十八 計画期間

三十九 計画期間

四十 計画期間

四十一 計画期間

四十二 計画期間

四十三 計画期間

四十四 計画期間

四十五 計画期間

四十六 計画期間

四十七 計画期間

四十八 計画期間

四十九 計画期間

五十 計画期間

五十一 計画期間

五十二 計画期間

五十三 計画期間

五十四 計画期間

五十五 計画期間

五十六 計画期間

五十七 計画期間

五十八 計画期間

五十九 計画期間

六十 計画期間

六十一 計画期間

六十二 計画期間

六十三 計画期間

六十四 計画期間

六十五 計画期間

六十六 計画期間

六十七 計画期間

六十八 計画期間

六十九 計画期間

七十 計画期間

七十一 計画期間

七十二 計画期間

七十三 計画期間

七十四 計画期間

七十五 計画期間

七十六 計画期間

七十七 計画期間

七十八 計画期間

七十九 計画期間

八十 計画期間

八十一 計画期間

八十二 計画期間

八十三 計画期間

八十四 計画期間

八十五 計画期間

八十六 計画期間

八十七 計画期間

八十八 計画期間

八十九 計画期間

九十 計画期間

九十一 計画期間

九十二 計画期間

九十三 計画期間

九十四 計画期間

九十五 計画期間

九十六 計画期間

九十七 計画期間

九十八 計画期間

九十九 計画期間

一百 計画期間

一百一 計画期間

一百二 計画期間

一百三 計画期間

一百四 計画期間

一百五 計画期間

一百六 計画期間

一百七 計画期間

一百八 計画期間

一百九 計画期間

一百二十 計画期間

一百三十 計画期間

一百四十 計画期間

一百五十 計画期間

一百六十 計画期間

一百七十 計画期間

一百八十 計画期間

一百九十 計画期間

二百 計画期間

二百一 計画期間

二百二十 計画期間

二百三十 計画期間

二百四十 計画期間

二百五十 計画期間

二百六十 計画期間

二百七十 計画期間

二百八十 計画期間

二百九十 計画期間

三百 計画期間

三百一 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計画期間

三百二十 計画期間

三百三十 計画期間

三百四十 計画期間

三百五十 計画期間

三百六十 計画期間

三百七十 計画期間

三百八十 計画期間

三百九十 計画期間

三百一百 計

- 二 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

4 市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、地域雇用創造協議会の意見を聴くよう努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、地域雇用創造計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めたときは、その同意をするものとする。

一 その地域雇用創造計画に係る地域が自発雇用創造地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聽かなければならぬ。

7 市町村又は都道府県は、地域雇用創造計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするとときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条 政府は、第五条第五項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整

備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対する助を行うものとする。

（職業訓練の実施）

第八条 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期・訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

（職業紹介等の実施）

第九条 公共職業安定所は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者の速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の開拓、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

（地域雇用開発のための事業）

第十条 政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後）のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業は、当該同意自発雇用創造地域内で定める事業主、当該同意自発雇用創造地域であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するためには、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

第四章
開発のよ

日奈原用創造地図に依る地図用
ための措置

職業紹介等の実施)
九条 公共職業安定
城内に居住する求職
するため、雇用情報
指導及び就職のあつ
講ずるものとする。

所は、同意雇用開発促進地
者の速やかな就職を容易に
の提供、求人の開拓、職業
せんを行う等必要な措置を

る都道府県に

に對して、必要な助成及び援助を行

直を講ずる。

ものとする。

訓練に係る職

るため、訓練時期、訓練期間、職業種、委託訓練等について特別の措

雇用支援機構

構は、同意雇用開発促進地域内に居者に対して迅速かつ効果的な職業訓

職業訓練の
國々

（実施）

二条の能力問

開発事業として、必要な助成及び援

雇用保

厚生労働省令で定める事業主は対し
険法（昭和四十九年法律第百十六

について職業
識を習得さむ

業に必要な技能及びこれに関する知識を教えるための教育訓練を実施する事業

備して当該同

同意雇用開発促進地域内に居住する
い入れる事業主、当該雇い入れた者

- | |
|--|
| 2
政府は、厚生労働省令で定めるところによ
り、前項に規定する事業の全部又は一部を当該
地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造
地域において雇用の創造に資する事業を行う団
体（当該地域雇用創造協議会の提案に係る団体
であつて、厚生労働省令で定める要件に該当す
るものに限る。）に委託することができる。（準用） |
| <p>第十二条 第八条及び第九条の規定は、同意自発
雇用創造地域内に居住する求職者について準用
する。
 （委託募集の特例）</p> |
| <p>第十三条 地域中小企業団体の構成員である中小
企業者が、当該地域中小企業団体をして当該同
意自発雇用創造地域における地域重点分野に属
する事業に係る職業に必要な高度の技能及びこ
れに関する知識を有する労働者の募集を行わせ
ようとする場合において、当該地域中小企業団
体が同意地域雇用創造計画に従つて当該募集に
従事しようとするときは、職業安定法（昭和二
十二年法律第四百四十一号）第三十六条第一項及
び第三項の規定は、当該構成員である中小企業
者については、適用しない。</p> |
| <p>この条及び次条において、次の各号に掲げる
用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。</p> <p>一 中小企業者 中小企業における労働力の確
保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用
管理の改善の促進に関する法律（平成三年法
律第五十七号）第二条第一項に規定する中小
企業者をいう。</p> |
| <p>二 地域中小企業団体 地域雇用創造協議会を
構成する事業協同組合等であつて、第六条第
二項第五号の規定により同意地域雇用創造計
画で定められたものをいう。</p> <p>第一項の地域中小企業団体は、当該募集に從
事しようとするときは、厚生労働省令で定める
ところにより、募集時期、募集人員、募集地域
その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働
省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なけ
ればならない。</p> <p>職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の
規定による届出があつた場合について、同法第
五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項
及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十
一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一
項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二
項、第四十九条の二第一項及び第二項の規定によ
る。</p> |
| <p>三</p> <p>第十四条 国は、この章に定める措置と別に講ぜ
られる地域の活力の再生を推進するための措置
とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるもの
とする。
 （地域再生に係る措置との総合的な実施）</p> <p>第五章 雜則</p> <p>第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講
ぜられる地域の特性を生かして地域における経
済活動を牽引する事業を促進するための措置そ
の他の地域の活性化に資する措置とを総合的かつ
効果的に講ずるよう努めるものとする。
 （協力）</p> <p>第十六条 公共職業安定所、都道府県、市町村及
び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機
構は、同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用
創造地域における地域雇用開発の促進に必要な
こと</p> |

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第六百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百二十一條 施行日前に第三百九十四条の規定による改正前の地域雇用開発等促進法第七条の二第五項の規定によりされた承認若しくは同条第八項の規定によりされた変更の承認又はこの法律の施行の際現に同条第一項の規定によりされている承認の申請若しくは同条第八項の規定によりされている変更の承認の申請は、それぞれ第三百九十四条の規定による改正後の地域雇用開発等促進法第七条の二第五項の規定によりされた同意若しくは同条第八項の規定によりされた変更の同意又は同条第一項の規定によりされた協議の申出若しくは同条第八項の規定によりされた協議の申出とみなす。

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条たゞし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十六条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移転等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法”といふ。第二十一条の五第一項第一号の措置を講じた事業主及び同号の調査研究を行つた事業主団体に係る同号の助成及び援助並びに施行日前に同項第二号の措置を講じた事業主に係る同号の助成及び援助については、なお前述の例による。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（一）第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、
（二）千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、
（三）第十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
（四）第千三百四十四条の規定（公布の日）
附 則（平成一二年五月一二日法律第五号）抄
（施行期日）

機会増大計画」という。)と、当該旧雇用機会増大促進地域を施行日に同意を得た新地域雇用機会増大計画に係る新地域雇用開発法第二条第三項の雇用機会増大促進地域と、当該旧雇用機会増大促進地域に係る旧地域雇用開発法第二条第二項の規定により付された期間の末日を新地域雇用機会増大計画の計画期間の末日とみなして、新地域雇用開発法の規定を適用する。

この法律の施行の際旧地域雇用開発法第二条第一項第三号の三の高度技能活用雇用安定地域に該当していた地域(以下「旧高度技能活用雇用安定地域」という。)については、当該旧高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発法第七条の三第一項に規定する地域高度技能活用

第一百六十一一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

附 則 (平成一二年五月一二日法律第五号抄)
(施行期日)
第一条 (この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するもののほか、
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。)
附 則 (平成一二年五月一二日法律第六〇号抄)
(施行期日)
第一条 (この法律は、平成十二年十月一日から施
行する。)

第一項第三号の三の高度技能活用雇用安定地域に該当していた地域（以下「旧高度技能活用雇用安定地域」という。）については、当該旧高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発法第七条の三第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画を施行日に新地域雇用開発法第八条第四項の規定による同意を得た同条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画（以下「新地域高度技能活用雇用安定計画」といいう。）と、当該旧高度技能活用雇用安定地域を施行日に同意を得た新地域高度技能活用雇用安定計画に係る新地域雇用開発法第二条第五項の高度技能活用雇用安定地域と、当該旧高度技能

又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

附則（平成一三年四月二十五日法律第三五号抄）

活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発法第二条第五項の規定により付された期間の末日を新地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日とみなして、新地域雇用開発法の規定を適用

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五)

四号 抄

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(政令への委任)

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月八日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 一 評

第三条 この法律の施行の際第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法(以下「旧地域雇用開発促進法」という。)第五条第四項の規定による開発促進法(以下「新地域雇用開発促進法」という。)の施行の日

(地城雇用機会増大計画及び雇用機会増大促進地城に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法(以下「旧地域雇用開発促進法」という。)第五条第一項に規定する地城雇用機会増大計画(以下「同同意地城雇用機会増大計画」という。)及び当該同意地城雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地城であった地域(以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。)に

規定期間の末日までの間は、当該同意地城雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地城雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第八条第一項に規定する地城高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の規定による同意雇用機会増大促進地域

(高度技能活用雇用安定地域における助成及び援助に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の規定による同意雇用機会増大計画(以下「同同意地城雇用機会増大計画」という。)及び当該同意地城雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地城であった地域(以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。)に

規定期間の末日までの間は、当該同意地城雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地城雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第八条第一項に規定する地城高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の規定による同意雇用機会増大促進地域

(高度技能活用雇用安定地域における助成及び援助に係る経過措置)

第六条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の規定による同意雇用機会増大計画(以下「同同意地城雇用機会増大計画」という。)及び当該同意地城雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地城であった地域(以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。)に

規定期間の末日までの間は、当該同意地城雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地城雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第八条第一項に規定する地城高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の規定による同意雇用機会増大促進地域

(高度技能活用雇用安定地域における助成及び援助に係る経過措置)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(政令への委任)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年四月二七日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第八十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第八十四条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第八十五条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第八十六条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第八十七条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第八十八条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第八十九条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十一条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十二条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十三条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十四条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十五条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十六条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十七条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十八条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第九十九条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第一百条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一项を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五

条第一項」とを削る部分を除く。)並びに

附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定

四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日